

草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業

入札説明書

令和6年10月8日

草津栗東行政事務組合

目 次

第1	入札説明書の位置づけ	1
第2	事業の概要	2
1	特定事業の内容に関する事項	2
2	提案に関する条件	6
第3	入札参加者の資格等	9
1	入札参加者が備えるべき資格	9
2	参加資格の確認等	11
第4	入札に関する事項	14
1	入札スケジュール	14
2	入札手続き	14
3	事業計画に関する条件	17
4	予定価格	18
5	入札参加に関する留意事項	18
第5	事業者の選定に関する事項	20
1	事業者の選定方法	20
2	選定委員会の設置	20
3	落札者の決定	20
第6	落札者決定後の手続	22
1	基本協定の締結	22
2	S P Cの設立	22
3	S P C設立等の要件	22
4	契約保証金	22
5	事業契約の締結	22
第7	法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項	24
1	法制上および税制上の措置	24
2	財政上および金融上の支援	24
3	その他の支援に関する事項	24
第8	その他	25
1	議会の議決	25

2	提案に伴う費用負担	25
3	情報公開および情報提供	25
4	本事業において使用する言語、通貨単位等.....	25
5	入札説明書等に関する問い合わせ先	25

第1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下「本書」という。）は、草津栗東行政事務組合（以下「組合」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）を総合評価一般競争入札（「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により募集および選定するに当たり、公表するものである。

また、次に示す別紙および別添資料は、本書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。従って、本事業の入札に参加しようとする者は、入札説明書等の内容を踏まえ、入札提出書類の作成に当たるものとする。なお、令和6年5月7日に公表した「実施方針」、「要求水準書（案）」は、本件入札の条件を構成せず、その後公表された「実施方針・要求水準書（案）」に関する質問・意見に対する「回答」によって修正されるべき事項については、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす。また、入札説明書等に記載がない事項等については、「入札説明書等に関する質問に対する回答」によることとする。

○別紙

別紙1 サービス購入料の構成等について

別紙2 モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法

○別添資料

別添資料1 要求水準書

別添資料2 落札者決定基準

別添資料3 様式集

別添資料4 基本協定書（案）

別添資料5 事業契約書（案）

第2 事業の概要

1 特定事業の内容に関する事項

(1) 事業名称

草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

火葬場

(3) 公共施設等の管理者の名称

草津栗東行政事務組合 管理者 橋川 渉

(4) 事業目的

草津市では昭和55年度に供用された市営火葬場が稼働しているが、施設の老朽化に加え、火葬需要の増加に伴い火葬能力を超えることが予想されている。一方、栗東市には火葬場が整備されておらず、草津市営火葬場や野洲川斎苑等の近隣火葬場に頼る状況が続いている。これらの状況を踏まえ、草津市と栗東市は平成30年度に火葬場整備基礎調査業務を行うとともに、令和2年度に2市共同整備の方針を固め、両市からの交通アクセス等を勘案し、栗東市小野地先の山林等約2haを新火葬場予定地とし、（仮称）草津栗東火葬場（以下「本施設」という。）を整備することとした。

令和5年9月に策定した「（仮称）草津栗東火葬場整備基本計画」においては、1.「葬送の場にふさわしい落ち着いたきのある施設づくり」、2.「安心して利用できる人に優しい施設づくり」、3.「環境に配慮した施設づくり」、4.「災害に強い施設づくり」を基本方針に、本施設への導入機能、諸室構成、周辺施設との連携、効果的かつ効率的な事業手法等について検討を行った。

組合は、本事業について、事業期間全体を通して、民間の資金、経営能力および技術的能力を活用することで、利用者ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行が図られることを期待する。

(5) 基本方針

ア 葬送の場にふさわしい落ち着いたきのある施設づくり

- (ア) 多様な生態系維持と管理に配慮した造成林等による修景を図り、緑に囲まれた落ち着いた葬送の場を用意する。
- (イ) 自然光を積極的に取り入れ、内装に自然素材を用いるなど、静かで落ち着いた中にも明るく温かみのある雰囲気とする。
- (ウ) 簡素化、多様化する葬送に対応可能な空間整備や運営を目指し、将来にわたって会葬者のニーズに応えられる施設計画とする。

イ 安心して利用できる人に優しい施設づくり

- (ア) 明快なゾーニングと動線計画により、会葬者にわかりやすく使いやすい施設とする。
- (イ) ご遺族と会葬者のプライバシーを確保した告別と収骨の場と待合空間を用意する。
- (ウ) ユニバーサルデザインを採用し、高齢者をはじめ全ての会葬者が安心して利用できる施設計画とする。
- (エ) 高齢者や車いす利用者などあらゆる方が利用される施設であるため、移動の負担を軽減するなど機能の向上を図る。

ウ 環境に配慮した施設づくり

- (ア) 敷地境界際に保安林をできるだけ残しながら、周辺からの景観に配慮した施設配置等により、周辺環境との調和を図り、地域から長く愛され続ける施設とする。
- (イ) 自然採光や通風など自然エネルギーを活用するとともに、断熱性能を高め、空調負荷を低減するなど、運用面での省エネルギー化を図る。
- (ウ) 高耐久部材の採用や設備更新を考慮した設計など、建物の長寿命化に努め、カーボンニュートラルに寄与する計画とする。

エ 災害に強い施設づくり

- (ア) 近年多発している大災害に備え、危機管理の面からも対応できる施設を整備する。

(6) 本施設の概要

本施設は「火葬場」および「外構」で構成され、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条に規定する「公の施設」として位置付ける。

なお、組合は本事業を実施する事業者を「地方自治法」第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定する予定である。

ア 火葬場

火葬部門、管理部門、待合部門、事務組合部門 等

イ 外構

駐車場 等

(7) 事業範囲

本事業の範囲は次のとおりとする。なお、業務内容の詳細については、別添資料1「要求水準書」を参照すること。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 造成業務
- (ウ) 設計業務
- (エ) 建設業務
- (オ) 火葬炉整備業務

- (カ) 運営・支援システム整備業務
- (キ) 備品等整備業務
- (ク) 工事監理業務
- (ケ) 環境保全対策業務
- (コ) 本施設の引渡しに係る業務
- (ク) 各種申請等業務
- (シ) 稼働準備業務
- (ス) その他本施設の整備上必要な業務

イ 維持管理業務

- (ア) 建築物維持管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 清掃業務
- (エ) 植栽・外構等維持管理業務
- (オ) 警備業務
- (カ) 環境衛生管理業務
- (キ) 火葬炉保守管理業務
- (ク) 備品等管理業務
- (ケ) 残骨灰および集じん灰の管理および処理業務
- (コ) その他維持管理上必要な業務

ウ 運営業務

- (ア) 予約受付業務
- (イ) 利用者受付業務
- (ウ) 告別業務
- (エ) 収骨業務
- (オ) 火葬炉運転業務
- (カ) 待合室関連業務
- (キ) 物品販売業務
- (ク) 公金収納代行業務
- (ケ) 死産等の受付・火葬業務
- (コ) 簡易葬儀対応業務
- (ク) 動物の受付・火葬業務
- (シ) その他運営上必要な業務

(8) 事業方式

PFI法に基づき、事業者により、自らを本施設の原始取得者とし本施設が整備され、本施設を供用開始できる状態で組合に施設を引き渡しが行なわれた後、維持管理・運営を行う、B T O (Build Transfer Operate) 方式により、本事業を実施する。

(9) 事業期間

ア 整備期間：事業契約締結の日～令和10年3月（開業準備期間を含む。）

イ 維持管理・運営期間：令和10年3月～令和25年3月末日（15年）

(10) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

ア 組合が支払うサービス購入料

組合は事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者から提供されるサービスの対価として、サービス購入料を支払う。詳細は、別紙1「サービス購入料の構成等について」を参照すること。

(ア) 施設整備業務の対価

本施設の整備（造成、設計、建設等）業務に要する費用について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を建設期間中の年度ごとに出来高に応じて事業者を支払う。

(イ) 維持管理業務および運営業務の対価

本施設の維持管理業務および運営業務に要する費用（光熱水費を除く。）について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を維持管理・運営期間にわたり事業者を支払う。

なお、組合への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度の四半期ごとに支払うことを予定している。

イ 利用者から得る収入

(ア) 物品販売等収入

自動販売機、物品販売により得られる収入は事業者の収入とする。

(11) 組合の収入

火葬場の使用料は組合の収入とする。

(12) 本事業の実施に関して遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、関係法令、条例、要綱、基準等を遵守すること。

なお、本事業の実施に関して遵守すべき関係法令等は要求水準書を参照すること。

(13) 事業期間終了時の施設性能

組合は、事業期間終了後も本施設を継続して「公の施設」として供する予定である。事業者は、事業期間終了時において、本施設の全てが要求水準を満たす性能および機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で組合へ引き継ぐこと。

2 提案に関する条件

提案に関する条件は次のとおりである。詳細は、別添資料1「要求水準書」を参照すること。

(1) 立地条件

項目	内容
建設予定地	滋賀県栗東市小野地先
都市計画決定	「(仮称)草津栗東火葬場」として令和6年3月に都市計画決定
敷地面積	約20,529.79㎡(内 保安林:18,630.48㎡)
区域区分	都市計画区域 市街化調整区域
防火地域	指定なし
建ぺい率	70%以下
容積率	200%以下
高さの制限	道路斜線1:1.5、隣地斜線20m+1:1.25
日影規制	規制対象外
緑化面積	敷地面積の20%以上 (栗東市景観計画および栗東市景観形成ガイドラインによる)
森林法	「地域森林計画区域」、「土砂流出防備保安林」に該当。 森林法に基づく保安林解除申請中であり、着工時まで解除予定告示が完了する予定。造成森林等の整備が必要。 (森林法、滋賀県林地開発審査基準、栗東市開発事業に関する指導要綱による)
土地の所有者	草津栗東行政事務組合
土地利用履歴	なし(山林)

(2) 施設構成

基本的な施設構成については、次のとおりとする。

区分		概要
本施設	火葬場	火葬部門 約1,250㎡ ○エントランスホール ○告別・収骨室 4室(各室35名程度)・一部簡易葬儀対応 ○炉室 人体炉6基+動物炉1基 ○炉機械室 ○監視室、更衣・休憩室(スタッフ用) ○残骨灰・飛灰処理室 ○霊安室 遺体保冷库 1体用 ○便所、倉庫・台車庫、その他(通路・階段等)
		管理部門 約350㎡ ○事務室 ○会議室 10名程度 ○書類庫、更衣・休憩室(スタッフ用)、清掃員室 ○自家発電機・電気室 ○消火ポンプ室 ○清掃用具・ごみ保管庫、便所、その他(通路・階段等)
		待合部門 約900㎡ ○待合ロビー 自販機コーナーを含む ○待合室 6室(各室35名程度) ○キッズコーナー・授乳室 ○葬祭業者および宗教関係者控室 ○便所(バリアフリー便所含む)、給湯室、倉庫、その他(通路)
		事務組合部門 約100㎡ ○事務室 ○会議室 10名程度 ○更衣・休憩・給湯室、その他(通路)
		延床面積合計2,600㎡程度(1割程度の増減可能)
外構	駐車場 等	

※上記諸室に加えて、公衆Wi-Fiを整備し、その他、利用者の利便性を高める機能の設置に努めること。

(3) 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、第2-1-(7)「事業範囲」および別添資料1「要求水準書」に示すとおりとする。

(4) 業務の委託

事業者は、入札提出書類に示したとおりに構成員または協力企業に本事業の業務を委託または請け負わせるものとする。ただし、組合の承諾を得た場合に限り当該入札提出書類に示していない第三者に業務を委託または請け負わせることができるものとする。

なお、第三者への業務の委託または請負は、全て事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用および損害は、その原因および結果のいかんにかかわらず、全て事業者が責任を負うものとする。

(5) 事業計画に関する提案の条件

本施設の施設整備業務、維持管理業務および運営業務については、別添資料1「要求水準書」および別添資料3「様式集」に従い、入札提案書類を作成すること。

第3 入札参加者の資格等

1 入札参加者が備えるべき資格

(1) 入札参加者の構成等

(ア) 本事業の入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者（以下「設計に当たる者」という。）、工事監理業務に当たる者（以下「工事監理に当たる者」という。）、本施設の建設業務に当たる者（以下「建設に当たる者」という。）、火葬炉の設置および保守管理業務に当たる者（以下「火葬炉設置に当たる者」という。）、本施設の運營業務に当たる者（以下「運営に当たる者」という。）、本施設の維持管理業務に当たる者（以下「維持管理に当たる者」という。）、火葬炉の運轉業務に当たる者（以下「火葬炉運轉に当たる者」という。）を含むこと。なお、同一の者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、同一の者、または資本面もしくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(イ) 入札参加者のうち、SPCに出資を予定し、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「構成員」とし、SPCに出資をせず、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力企業」として位置付け、参加表明書等提出時に構成員または協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

(ウ) 入札参加者は、参加表明書等提出時に構成員の中から代表企業を定め、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこと。

(2) 入札参加者の参加資格要件（共通）

参加グループの構成員および協力企業は、いずれも次の要件を満たすこと。

(ア) 参加表明書等の提出締切日から提案書の提出締切日までの期間において「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」、「草津市物品等の指名停止等に関する基準」および「栗東市建設工事等指名停止基準」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(イ) 「PFI法」第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。

(ウ) 「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(エ) 「会社法」（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。

- (ウ) 「民事再生法」(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けたものを除く。)でないこと。
- (カ) 「会社更生法」(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (キ) 手形交換所における取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (ク) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、草津市税および栗東市税を滞納していない者であること。
- (ケ) 本事業において、アドバイザー業務に関与した株式会社地域経済研究所、株式会社ユーデーコンサルタンツ、北口・繁松法律事務所、株式会社しがぎん経済文化センター、ならびにこれらの企業と資本面または人事面で関係のある者が参加していないこと。
- (コ) 本事業に係る他の参加グループの構成員または協力企業として参加していないこと。
- (サ) 選定委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面で関係のある者でないこと。
- (シ) 組合や草津市、栗東市が出資する団体またはその団体と資本面もしくは人事面で関係のある者でないこと。
- (ス) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - a 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - b 暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - c 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - d 役員等(競争入札に参加する法人の代表者もしくは役員またはこれらの者から組合との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - e 競争入札に参加する個人から組合との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - f 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

(3) 入札参加者の参加資格要件(業務別)

設計、工事監理、建設、火葬炉設置の各業務に当たる者は、上記(2)の要件の他にそれぞれ次の要件についても満たすこと。

- (ア) 設計に当たる者

- a 「建築士法」（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - b 令和6年度の草津市または栗東市のコンサルタント業務等に関する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (イ) 工事監理に当たる者
- (ア) の設計に当たる者と同様の要件を満たすこと。
- (ウ) 建設に当たる者
- a 2者以上の企業で参画すること。
 - b 「建設業法」（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。
 - c 令和6年度の草津市または栗東市の建設工事に関する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - d 参加表明書等の提出締切日において、「建設業法」の規定に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果における総合評定値が1,500点以上である者を必ず含むこと。なお、この要件は、建設に当たる者のうちの1者が満たせばよいこととする。
 - e 草津市内または栗東市内に本社（本店）を有する者であって、草津市または栗東市における入札参加者の格付区分（建築一式工事）がAである者が、1者以上参画すること。
- (エ) 火葬炉設置に当たる者
- a 令和6年度の草津市または栗東市の建設工事に関する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - b 平成26年度以降、官公庁発注の火葬場整備等事業において、一契約で火葬炉を1基以上納入および設置する工事施工実績があること。

2 参加資格の確認等

- (ア) 参加資格確認基準日は、参加表明書等の提出締切日とする。
- (イ) 資格確認通知を受けた入札参加者の構成員および協力企業のいずれかが、参加資格確認基準日から提案書の提出締切日の前日までの間に、「第3-1-(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。
 - a 入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員または協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、組合が参加資格等を確認し、これを認めたとき。なお、補充する構成員または協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

- b 構成員または協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業を除く構成員および協力企業で全ての参加資格等を満たすことを組合が認めたとき。
- (ウ) 提案書の提出締切日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員または協力企業のいずれかが、「第3-1-(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。
- a 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員または協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、組合が参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員または協力企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員または協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
 - b 構成員または協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業を除く構成員および協力企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと組合が判断したとき。
- (エ) 落札者決定日の翌日から基本協定締結までの間、落札者の構成員または協力企業のいずれかが、「第3-1-(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、組合は落札者と基本協定を締結しない場合がある。この場合において、組合は落札者に対して一切の費用負担を行わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、落札者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。
- a 落札者が、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員または協力企業を補充し、組合が参加資格等を確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員または協力企業が参加資格を欠いた日とする。
 - b 構成員または協力企業が複数である落札者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業を除く構成員および協力企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと組合が判断したとき。
- (オ) 基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間に、落札者の構

成員または協力企業のいずれかが、「第3-1-(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、組合は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、組合は落札者に対して一切の費用負担を行わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、落札者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

- a 落札者が、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員または協力企業を補充し、組合が参加資格等を確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員または協力企業が参加資格を欠いた日とする。
- b 構成員または協力企業が複数である落札者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業を除く構成員および協力企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと組合が判断したとき。

第4 入札に関する事項

1 入札スケジュール

募集および選定は、次のスケジュールにより行う予定である。

日程（予定）	項目
令和6年10月8日	①入札公告および入札説明書等の公表
令和6年10月8日～18日	②入札説明書等に関する質問の受付
令和6年10月下旬	③入札説明書等に関する質問への回答
令和6年11月7日～8日	④個別対話の実施
令和6年11月13日～15日	⑤参加表明書の受付
令和6年11月22日	⑥参加資格確認結果通知
令和7年2月4日	⑦入札提出書類（提案書）の受付
令和7年2月4日	⑧開札
令和7年3月中	⑨提案に関するヒアリング
令和7年3月中旬～4月上旬	⑩落札者の決定・公表
令和7年3月下旬～4月上旬	⑪基本協定の締結
令和7年5月下旬	⑫仮契約の締結
令和7年6月中旬から下旬	⑬事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

2 入札手続き

(1) 本入札に係る担当

草津栗東行政事務組合

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市役所2階

電話：077-551-0199 FAX：077-554-1123

E-mail：jimukyoku@kusatsu-ritto.jp

草津栗東行政事務組合ホームページ：<https://kusatsu-ritto.jp>

(2) 入札説明書等に関する質問の受付・回答（②・③）

本事業に参加を希望する民間企業からの入札説明書等に対する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間 令和6年10月8日（火）～18日（金）17：00まで

(イ) 提出方法 質問・意見の内容を簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書（様式1-1）に記入の上、電子メールにて提出すること。

(ウ) 提出先 (1) のとおり

(エ) 回答方法 令和6年10月下旬までに組合ホームページで公表する予定である。

(3) 個別対話の実施 (4)

参加希望者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する理解を深め、組合の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、対面方式による対話（意見交換）の場を設ける。

対話（意見交換）の内容については、特殊な技術、ノウハウ等に関わり、参加資格者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、組合ホームページで公表する予定である。

- (ア) 開催日時 令和6年11月7日（木）～8日（金）
- (イ) 申込期限 令和6年11月1日（金）17：00まで
- (ウ) 申込方法 電子メールにて個別対話参加申込書（様式1-2）を提出すること。
- (エ) 提出先 (1)のとおり
- (オ) 参加者 グループ（複数の法人）での参加を原則とする。

(4) 参加表明書の受付 (5)

参加希望者は、参加表明書および資格確認に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、この入札に参加する者に必要な資格の有無について確認を受けること。

なお、参加表明書等を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (ア) 受付期限 令和6年11月15日（金）17：00まで
令和6年11月13日（水）より受付を開始する
- (イ) 提出方法 持参または郵送
持参の場合は、開庁日の9:00～17:00とする。
（ただし、12:00～13:00までの時間帯を除く。）
郵送による場合は期限必着とし、配達記録が残る方法によること。
- (ウ) 提出先 (1)のとおり
- (エ) 提出書類 参加表明書（様式2-1）
応募者の構成（様式2-2）
委任状（様式2-3）
参加資格確認申請書（様式2-4-1）
設計に当たる者の参加資格要件に関する書類（様式2-4-2）
工事監理に当たる者の参加資格要件に関する書類（様式2-4-3）
建設に当たる者の参加資格要件に関する書類（1）（様式2-4-4-1）
建設に当たる者の参加資格要件に関する書類（2）（様式2-4-4-2）
火葬炉設置に当たる者の参加資格要件に関する書類（様式2-4-5）
運営に当たる者の参加資格要件に関する書類（様式2-4-6）
維持管理に当たる者の参加資格要件に関する書類（様式2-4-7）
火葬炉運転に当たる者の参加資格要件に関する書類（様式2-4-8）

(5) 参加資格確認結果通知 (⑥)

参加資格確認の結果は、参加グループの代表企業に通知する。

(ア) 結果通知 令和6年11月22日 (金)

(イ) 通知方法 電子メールまたは電話 (後日、通知書を送付する。)

(ウ) その他 入札参加資格がないと認められた参加グループの代表企業は、入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。組合は、説明を求められた場合、令和6年12月6日 (金) までに説明を求めた参加グループの代表企業に対して書面により回答する。

a 受付期限 令和6年11月29日 (金) 17:00まで

b 提出方法 持参または郵送

c 提出先 (1)のとおり

d 提出書類 任意様式

(6) 入札の辞退

参加資格の確認を認められた参加資格者が、入札を辞退する場合は、入札提出書類受付期間までに、様式2-5「入札辞退届」を郵送または持参により提出すること。郵送の場合は、配達記録が残る方法によること。

(7) 入札提出書類 (提案書) の受付 (⑦)

参加資格者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類 (以下「提案書」という。) を提出すること。

(ア) 受付期限 令和7年2月4日 (火) 15:00まで

(イ) 提出方法 持参または郵送

持参の場合は、開庁日の9:00~17:00とする。

(ただし、12:00~13:00までの時間帯を除く。期限に留意のこと。)

郵送の場合、期限必着とし、配達記録が残る方法によること。

(ウ) 提出先 (1)のとおり

(エ) 提出書類 入札書類提出書 (様式3-1)

要求水準に関する誓約書 (様式3-2)

開札への立ち会いに関する表明書 (様式3-3)

提案書 (様式4)

1 事業計画に関する事項 (様式4-1)

2 施設整備業務に関する事項 (様式4-2)

3 維持管理業務に関する事項 (様式4-3)

4 運営業務に関する事項 (様式4-4)

基礎的事項に関する確認書（様式4-5）
提案図面集（様式5）
入札書（様式6）
資金調達計画（様式7-1）
施設整備（造成、設計、建設等）業務費内訳書（様式7-2）
サービス購入料（A、B）支払明細書（様式7-3）
維持管理・運營業務費内訳書（様式7-4）
維持管理業務費計算書（様式7-4-1）
運營業務費計算書（様式7-4-2）
長期修繕計画内訳書（様式7-5）
火葬炉設備の長期修繕経費の内訳（様式7-6）
サービス購入料C 支払明細書（様式7-7）
SPCの長期収支計画表（様式7-8）
光熱水費等積算書（参考）（様式7-9）（様式集参照）

(8) 開札 (㊸)

次のとおり開札する。

(ア) 開札日時 令和7年2月4日（火）16：00

(イ) 開札場所 栗東市役所 2階第4会議室

(ウ) 開札方法 当該入札事務に関与しない組合職員の立ち会いのもと、開札する。希望する入札参加者は、開札に立ち合うことができる。代理人が立ち会う場合は、様式3-3「開札への立ち会いに関する表明書」にその意向を記入のうえ、委任状（任意様式）を提出すること。委任状の提出がない場合は、開札に立ち会うことができない。

組合は、入札書の開封時において、入札参加者が提出した入札書の入札金額が予定価格を超えていないか確認し、予定価格を超えた場合は、失格とする。なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札金額の公表は行わない。

(9) 提案に関するヒアリング (㊹)

提案書の内容を確認のために、入札参加者に対するヒアリング（提案内容の説明や質疑応答）を令和7年3月中に実施する予定である。ヒアリングの詳細については、入札参加者の代表企業に通知する。

3 事業計画に関する条件

(1) 入札金額の算定方法

組合が支払うサービス購入料の合計を入札金額とすること。なお、入札金額の算定方法

等については別紙1「サービス購入料の構成等について」を参照すること。

(2) 事業の実施状況のモニタリング

組合は、事業者が実施する本施設の施設整備業務、維持管理業務および運営業務について、要求水準書に規定された要求水準および落札者が提案した水準の達成を確認するため、定期的かつ必要に応じてモニタリングを行う。

(3) 事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、要求水準が満たされていない場合、組合は、事業者に対する支払額を減額または停止することがある。減額方法等については、別紙2「モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法」を参照すること。

4 予定価格

4,594,900,000円（消費税および地方消費税の額を含まない。）

5 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書の提出をもって、入札説明書等の内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用については、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(4) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、組合は、本事業の公表時および組合が必要と判断した場合には、落札者の提案書の一部または全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については、入札参加者の承諾なく本事業の入札結果の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法および運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として事業者が

負うこととする。

(5) 資料の取扱い

組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁じる。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札参加の資格のない者のした入札
- (イ) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (ウ) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (エ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (オ) 同一入札について、他人の代理を兼ねた、または2通以上の入札書を提出した者の入札
- (カ) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (キ) その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、または不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、組合は当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

第5 事業者の選定に関する事項

1 事業者の選定方法

(1) 基本的な考え方

本事業は、造成、設計、建設、維持管理、運営の各業務を通して、事業者により効果的かつ効率的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要がある。

このことから、落札者の選定に当たっては、造成、設計、建設、維持管理、運営の事業計画における業務遂行能力、経営能力、地域の活性化への配慮および組合の財政負担の軽減等を評価する。

(2) 選定の方法

本事業における事業者の募集および落札者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札により行う。

2 選定委員会の設置

落札者の選定に当たり学識経験者で構成される（仮称）草津栗東火葬場整備・運営PFI事業者等選定委員会を設置している。

選定委員会の委員は次のとおりとし、審査の公平性を確保するため、本事業の内容に関して委員に対する接触を禁止する。

（敬称略、委員長および副委員長を除き五十音順）

区分	氏名	所属機関
委員長	黒川 清登	立命館大学経済学部 教授
副委員長	近本 智行	立命館大学理工学部 教授
委員	菊池 健太郎	菊池健太郎公認会計士事務所 公認会計士
委員	中山 仁美	田中彰寿法律事務所 弁護士
委員	森山 雄嗣	特定非営利活動法人日本環境斎苑協会 主任研究員

3 落札者の決定

(1) 審査事項

審査事項は、別添資料2「落札者決定基準」に示すとおりとする。

(2) 落札者の決定

選定委員会において、入札参加者からの提案書を総合的に評価した上で、最も優れている入札参加者を選定し、最優秀提案者とする。組合は選定委員会の選定結果を踏まえ落札者を決定する。

(3) 審査結果の公表

落札者決定後、速やかに審査結果および評価を公表する。

(4) 落札者を選定しない場合

事業者の募集および落札者の選定の過程において、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も組合の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

第6 落札者決定後の手続

1 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、別添資料4「基本協定書（案）」に基づき基本協定を組合と締結しなければならない。

2 S P Cの設立

落札者は基本協定に従い、本事業契約の仮契約の締結前までに、「会社法」に定める株式会社として本事業を実施するに当たり妥当な資本金を出資したS P Cを設立すること。

3 S P C設立等の要件

S P Cの法人登記上の本店の所在地は草津市または栗東市とすること。また、入札参加者の構成員はS P Cへ出資することとし、構成員以外の者がS P Cへ出資することは認めない。

代表企業のS P Cへの出資比率は出資者中最大とすること。なお、全ての出資者は、事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

※「出資比率」とは、株式会社の資本金額に対して、出資する金額の割合をいう。

4 契約保証金

事業者は組合に対して、次のとおり契約保証金を納付するものとする。

(1) 整備期間

事業者は、本事業契約の仮契約の締結日までに、サービス購入料（整備業務）の合計金額（消費税および地方消費税を含む金額）の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。

契約保証金の納付および契約保証金の納付に代わる担保の提供または契約保証金の免除については、別添資料5「事業契約書（案）」による。

(2) 維持管理・運営期間

事業者は、維持管理・運營業務期間の開始日までに、一事業年度分の維持管理業務および運營業務の対価の総額に、当該金額に係る消費税および地方消費税を加算した金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。

契約保証金の納付および契約保証金の納付に代わる担保の提供または契約保証金の免除については、別添資料5「事業契約書（案）」による。

5 事業契約の締結

(1) 事業契約の締結

組合は、基本協定に基づき選定事業者が設立したS P Cと本事業についての仮契約を締

結する。

当該契約は、当該契約に関する議案および指定管理者の指定に関する議案が組合議会の議決を経た場合に本契約となる。

落札者が基本協定を締結しないまたは事業者が仮契約を締結しない場合には、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約締結の手続きを行う場合がある。

(2) 契約内容

事業契約書において、事業者が遂行すべき業務内容、サービス購入料の算出方法、支払方法、損害賠償等を定める。

(3) 契約書の作成

組合とSPCは、別添資料5「事業契約書（案）」に基づき、事業契約書を作成するものとする。事業契約書の作成においては、組合とSPCとの間で協議を行うものとする。

(4) 契約書の作成費用

事業契約書の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙税その他契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

第7 法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項

1 法制上および税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上および金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上および金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、組合はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

3 その他の支援に関する事項

組合が支払うサービス購入料の一部には、地方債等をもって充てることを想定している。事業者は、組合の申請手続き等に協力することとする。

第8 その他

1 議会の議決

本事業の実施に係る議案の組合議会への提出予定は次に示すとおりである。

事業契約に関する議案	令和7年6月議会
指定管理者指定に関する議案	

2 提案に伴う費用負担

提案および説明会等への出席等に伴う費用については、全て入札参加者の負担とする。

3 情報公開および情報提供

本事業に関する情報は、適宜、組合ホームページに公表する。

4 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は「計量法」（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 入札説明書等に関する問い合わせ先

草津栗東行政事務組合

住所 : 〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市役所2階

電話 : 077-551-0199 FAX : 077-554-1123

E-mail : jimukyoku@kusatsu-ritto.jp

草津栗東行政事務組合ホームページ : <https://kusatsu-ritto.jp>